

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	新人看護職員卒後臨床研修事業		
補助事業の目的	病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。		
補助事業の対象となる者	【自施設臨床研修】 次の1、2のいずれにも該当する病院等の設置者等を対象とする。 1 実施主体 看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等（国立高度専門医療研究センターを除く） 2 補助対象施設 新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日医政発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知）に沿って、新人看護職員に対する研修を実施する施設とする。 【集合研修】 （公社）兵庫県看護協会		
補助事業の対象となる経費	新人看護職員卒後臨床研修を行うために必要な経費		
補 助 率	1／2以内、定額		
補 助 金 の 額	【自施設臨床研修】 別表のとおり。 ただし、予算の範囲内とする 【集合研修】 補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 (1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。 <table border="1"> <tr> <td>基準額</td><td>知事が必要と認めた額</td></tr> </table>	基準額	知事が必要と認めた額
基準額	知事が必要と認めた額		
適用除外する項目	—		
そ の 他	補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。 1 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。 2 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。		

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 【自施設臨床研修】 新人看護職員卒後臨床研修事業所要額調書（様式 1-1）、対象経費の支出予定額内訳（様式 1-2）、新人看護職員研修事業計画書（様式 1-3）、研修内容計画書（様式 1-4）、新人看護職員研修参加者名簿（様式 2-1）、他施設受入看護職員研修参加者名簿（様式 2-2） 【集合研修】 所要額調書（様式 1）、対象経費の支出予定額内訳（様式 1-2）、事業計画書（様式 2）
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更とする。
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
第8条第1項	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項	(報告事項等) 必要あるときは別途通知する。
第11条	(添付書類) 【自施設臨床研修】 新人看護職員卒後臨床研修事業実績報告書（様式 3-1）、対象経費の支出額内訳（様式 3-2）、新人看護職員研修事業実績報告書（様式 3-3）、研修内容実績報告書（様式 3-4）、新人看護職員研修参加者名簿（様式 4-1）、他施設受入看護職員研修参加者名簿（様式 4-2） 【集合研修】 事業費精算書（様式 3）、対象経費の支出額内訳（様式 3-2）、事業実績報告書（様式 4）
	(指定期日) 事業完了後30日以内（第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から30日以内）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に基づくものとする。ただし、単価30万円以上とする。

別表

補助金の額

補助金の交付額は次により算出するものとする。

次の表の第1欄に定める基準額と当該事業に要する対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、最も少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)

1 基準額	2 対象経費														
1 新人看護職員卒後臨床研修事業 (許可病床数300床以上は対象外) (1) 研修経費 新人看護職員1名の場合 440千円 〔ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合は586千円とする。〕 新人看護職員2名以上の場合 630千円 〔ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合は776千円、両方を含む場合は922千円とする。〕 (2) 教育担当者経費 新人看護職員5名以上で、5名ごと 215千円 ※1 新人看護職員数は当該年度の4月末現在における新人看護職員(新人保健師・新人助産師含む)の在職者であって、それぞれの研修に参加する人数とする。 なお、複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。 ※2 新人看護職員数は70名を上限とする。 2 医療機関受入研修事業(受入研修実施施設のみ) 他施設受入経費(1施設当たり) (許可病床数300床以上も対象) <table border="1"> <thead> <tr> <th>受入人数</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名から4名</td><td>113,000円</td></tr> <tr> <td>5名から9名</td><td>226,000円</td></tr> <tr> <td>10名から14名</td><td>566,000円</td></tr> <tr> <td>15名から19名</td><td>849,000円</td></tr> <tr> <td>20名以上</td><td>1,132,000円</td></tr> <tr> <td>20名を超える場合1名増すごと(上限30名)</td><td>45,000円</td></tr> </tbody> </table> ※3 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 ※4 受入人数については、1名当たり年間40時間で1名とし、30名を上限とする。なお1名40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1名とする。	受入人数	基準額	1名から4名	113,000円	5名から9名	226,000円	10名から14名	566,000円	15名から19名	849,000円	20名以上	1,132,000円	20名を超える場合1名増すごと(上限30名)	45,000円	1 新人看護職員卒後臨床研修事業を行うために必要な経費 (1) 研修経費 研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費) (2) 教育担当者経費 教育担当者経費(謝金、人件費、手当) 2 医療機関受入研修事業の実施に必要な経費 (受入研修実施施設のみ) 他施設受入経費 教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費
受入人数	基準額														
1名から4名	113,000円														
5名から9名	226,000円														
10名から14名	566,000円														
15名から19名	849,000円														
20名以上	1,132,000円														
20名を超える場合1名増すごと(上限30名)	45,000円														